第三条の七から第八十三条まで (現行のとおり)

現行 改正案 目炊 (現行のとおり) 目炊 (略) 第一条から第三条の五まで (関行のとおり) 第一条から第三条の五まで (容) (一の建物等とみなす近隣の建物等) (一の建物等とみなす近隣の建物等) 第三条の大。条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、 第三条の六 条例第五条の七第六号に規定する規則で定める場合は、 次のいずれかの場合とする。 次のいずれかの場合とする。 建物等の所有者が、当該建物等に鱗接する建物等を所有する場 建物等の所有者が、当該建物等に鱗接する建物等を所有する場 合(建物と建物とが隣接する場合にあっては一の建物の大部分の 合(建物にあっては、当該建物のうち大部分の宋面憤を事務所、 宋面隫を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が<u>他</u> 営業 事等として使用するテナント等事業者が当該建物に隣接す <u>る</u>建物において同一である<u>場合に限る</u>。) の建物において同一であるときに限り、建物と施設とが隣接する 場合にあっては知事が別に定めるときを徐く。) 1| 建物等(前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を | 1| 建物等(前号の場合において一の建物等とみなされた建物等を 含み、当該建物等の前年度(指定地球温暖化対策事業所にあって 含み、当該建物等の前年吏(指定地球温暖化対策事業所にあって は、条例第五条の八第一項の指定を受けた年度の前年度に限る。) は、条例第五条の八第一頃の指定を受けた年寅の前年寅に限る。) の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一項の要件に該当する の温室効果ガスの排出の状況が第四条第一頃の要件に該当する ものに限る。) の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物 ものに限る。)の所有者が、道路又は水路を挟んで近接する建物 面積を事務所、営業所等として使用するテナント等事業者が当該 建物の大部分の宋面饋を事務所、営業所等として使用するテナン ト等事業者が他の建物において同一であるときに限り、建物と施 建物に近接する建物において同一である場合に限る。) <u> 設とが近接する場合にあっては知事が別に定めるときを徐く。</u>)

第三条の七から第八十三条まで

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり) 別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)別表第一から別表第二十まで (現行のとおり) 別表第一から別表第二十まで (略)